



# 西宮市 都市計画ニューズ

平成 27 (2015) 年 3 月 25 日  
発行：西宮市 都市計画部  
都市計画課  
TEL：(0798)-35-3660

## 都市計画道路網の見直しについて（都市計画変更素案の公表）

### 1. 見直しの経緯

私たちが毎日様々な目的で利用している道路は、人や車、物資の移動のための通行空間としてだけでなく、上下水道、ガス、電気など快適な生活を営むためのライフラインを収容する空間として、また火災や地震などの災害時には避難路としての役割を果たし、延焼を防止する防災帯としての役割も果たすなど、多くの機能を担っています。

【都市における道路の機能】

機能の区分		内容	
①交通機能	通行機能	人や物資の移動のための通行空間機能（トラフィック機能）	
	沿道利用機能	沿道からの出入、自動車の駐停車、貨物の積み降ろし等の沿道サービス機能（アクセス機能）	
②空間機能	都市環境機能	景観、日照、騒音等の都市環境保全の機能	
	防災機能	避難・救援機能	災害発生時の避難や救援活動ための通路機能
		災害防止機能	火災等の拡大を遅延・防止するための空間機能
	収容空間機能	公共交通のための導入空間	地下鉄、モノレール、路面電車、バス等の公共交通を導入するための空間
		ライフラインの収容空間	都市におけるライフライン（上下水道、ガス、電気、通信等）を収容するための空間
		道路付属物のための空間	街灯、信号機、電柱、標識・案内板等を設置するための空間
	市街地形成機能	都市構造・土地利用の誘導形成	都市の骨格を形成し、都市の発展や土地利用の方向を規定する
街区形成機能		一定規模の街区となるよう市街地を区分する	
生活空間		人々の日常生活のコミュニティ空間	

こうした都市の活動や市民生活を支える道路の中でも、特に都市の骨格となる重要な道路については、都市計画道路として位置付け、計画区域内の建築を制限した上で道路整備を進めてきました。

これまで必要性の高い箇所から順次整備を進めてきましたが、長期間未着手の区間も多数あり、その間の社会経済情勢や都市を取り巻く環境の変化などにより、道路の役割や必要性にも変化が生じています。

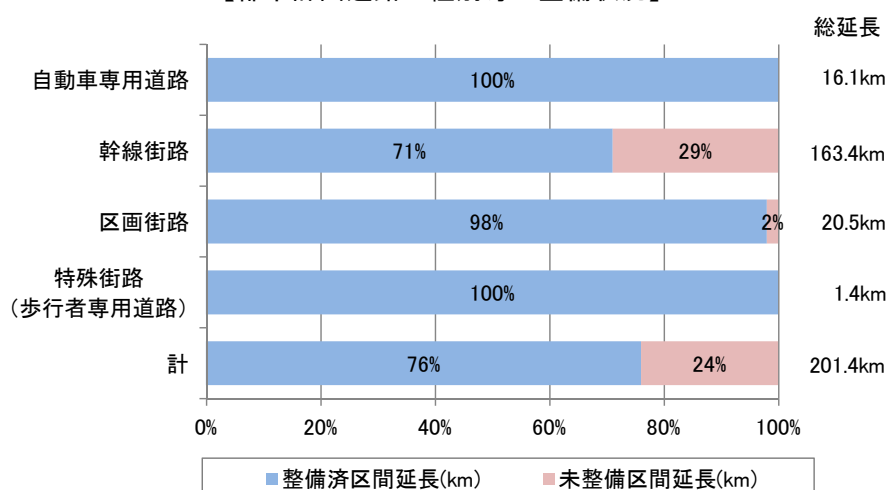
こうした状況の中で、兵庫県が策定した「都市計画道路網見直しガイドライン」（平成 23 年 3 月）に基づき、県とともに進めてきた都市計画道路の見直しについて、このたび「都市計画変更の素案」を取りまとめました。（この取り組みは兵庫県下の各市町で行われています。）

### 2. 都市計画道路の現状

本市の都市計画道路 201.4km のうち約 24%が未整備となっていますが、そのうち都市計画決定後 60 年以上の長期間が経過している区間が約 60%以上を占めています。

未整備区間の大部分は幹線街路と呼ばれる都市の骨格を形成する重要な路線であり、今回、この幹線街路の未整備区間を対象として必要性などの検証を行いました。

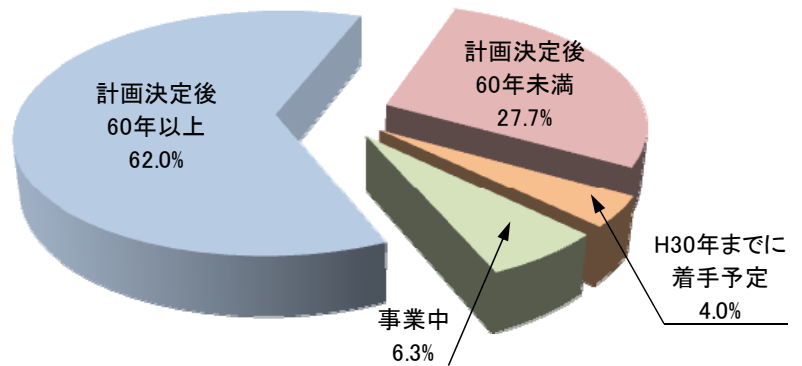
【都市計画道路の種別毎の整備状況】



【都市計画道路の種別毎の役割】

自動車専用道路：高速道路などの自動車しか通れない道路  
 幹線街路：都市の骨格を形成する交通量の多い道路  
 区画街路：地区内の移動で使う小規模な道路  
 特殊街路：歩行者や自転車しか通れない道路など

【未整備区間の都市計画決定後の経過年数】



### 3. 見直しの手順・手法

県のガイドラインに基づき、以下の手順により対象路線の必要性などを検証し、都市計画道路網の見直しを行いました。

#### 【検討対象路線の抽出】

- ◆未整備区間のうち、近年に事業予定のない箇所

#### 【基礎条件の整理】STEP1

- ◆路線の階層設定  
（機能別に主要幹線、都市幹線、補助幹線の3階層に分類）
- ◆地域づくりの方向性の確認
- ◆各種マスタープラン等における位置づけの確認

#### 【県の視点に基づく必要性の検証】STEP2

- ◆客観的な評価項目に基づく機能検証  
交通機能、都市環境機能、防災機能、収容空間機能、市街地形成機能について必要性を客観的に評価
- ◆機能代替可能性の検証  
代替路線の有無や現道による機能受容について確認

#### 【市の視点に基づく必要性の検証】STEP3

- ◆地域固有要素に基づく検証  
廃止対象路線について
  - ・プロジェクトや隣接道路の混雑度への影響を検証
  - ・路線の完成度、沿道建物の後退状況を検証
  - ・道路ネットワークの連続性への影響を検証
- ◆存続対象路線について
  - ・文化財、景観、公共公益施設、店舗への影響を検証
  - ・地理的要因などによる事業化への課題を検証

#### 【整備・廃止形態の検討】STEP4

- ◆廃止・存続形態の検討  
廃止による道路網の不連続に対する検証  
路線機能を踏まえた横断面構成の検証
- ◆存続・変更・廃止判断に基づく道路網の検証  
将来交通量配分による見直し後の道路網の検証

#### 都市計画道路の変更素案（今回の見直し案）

※上記の見直し手順や検証方法の詳細については、以下の兵庫県ホームページから「都市計画道路網見直しガイドライン」をご覧ください。  
([http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd21/wd21\\_000000017.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd21/wd21_000000017.html))

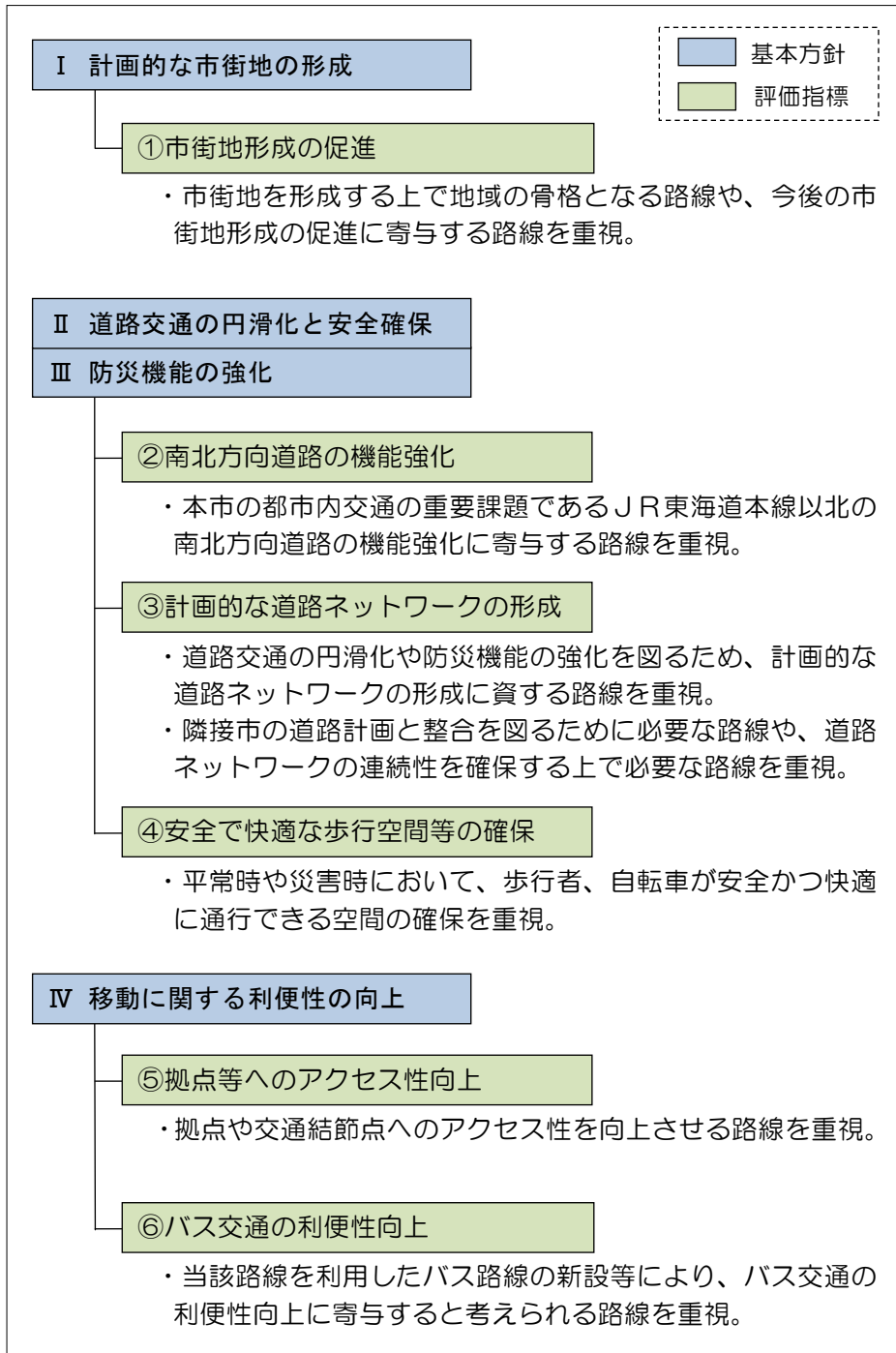
## 4. 本市の特性を反映した見直し

県のガイドラインに基づく見直しでは、県下一律の客観的な指標・基準によって、対象となる各路線を客観的に評価・検証すること（STEP2）に最も重点をおいています。

一方で、地域固有要素に基づく検証（STEP3）における各市町の特性や課題の反映が十分ではなく、また分割した区間ごとの局所的な評価を重視しているため、道路ネットワークや都市の構造等に関する広域的な視点での評価も十分ではありません。

そこで、西宮市では本市固有の課題と広域的な道路ネットワークとしての機能などに配慮した「西宮市都市計画道路網見直しの基本方針」により市独自の評価指標を策定し、県のガイドラインを補完しながら都市計画道路網の検証を行いました。

【西宮市都市計画道路網見直しの基本方針】



## 5. 見直し素案（都市計画変更素案）

都市計画道路の未整備区間のうち、近年に道路整備の予定がない 32 路線の 49 区間（約 42.6km）を見直し対象区間として、必要性等の検証を行った結果は下表のとおりです。

見直し対象区間のうち、約 6 割の区間を「存続」、約 4 割の区間を「廃止」対象としています（詳細は、裏面をご覧ください。）。

なお、この見直し素案（都市計画変更素案）はあくまでも素案であり、現時点で都市計画道路の廃止が確定したものではありません。今後、皆様のご意見や都市計画審議会での審議を踏まえて確定していきます。

【都市計画道路網の見直し素案】

	路線数	区間数	延長
見直し対象区間	32	49	42.6km (100%)
存続	25	34	26.1km (61.3%)
廃止	14	15	16.5km (38.7%)

※「存続」箇所において、幅員等を変更する箇所はありません。（現在の都市計画のまま存続します。）

## 6. 建築制限の緩和

都市計画道路の計画区域内において建築を行う場合、都市計画法第 53 条の規定により建築制限が課せられており、西宮市の現在の基準では「階数が 3 以上」「地階がある」「主要構造が鉄筋コンクリート造」のいずれかに該当する場合、建築が不許可となります。

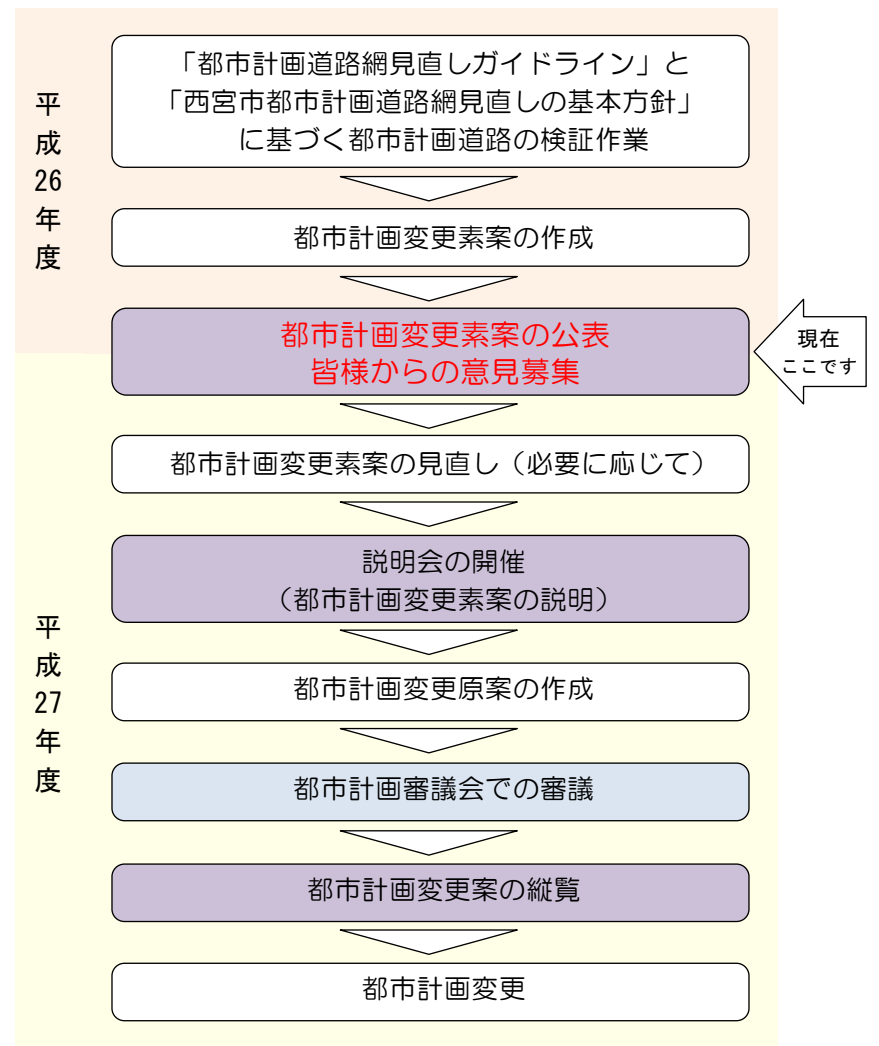
今回の見直しにより存続（予定）する都市計画道路を全て整備するには、まだ相当の期間を要すること、また、近年の建築技術の向上などにより、木造 3 階建て建築物が一般的になってきていることなどに配慮し、今後、この建築制限の一部緩和について検討を進めていきます。

## 7. 見直しの予定

今回の都市計画道路網の見直しに関する都市計画変更素案の公表および意見募集を行い、平成 27 年度中に開催を予定している説明会において、再度、市民の皆様のご意見をお聞きする予定です。

なお、都市計画道路網の見直しに関する都市計画変更については、平成 28 年 3 月の手続き完了を目標に今後手続きを進めていきます。

【都市計画道路網の見直しの予定】



## 8. 意見の募集

今回の都市計画道路網の見直しに関する都市計画変更素案について、皆様のご意見を募集いたします。

- ◆意見募集期間
 

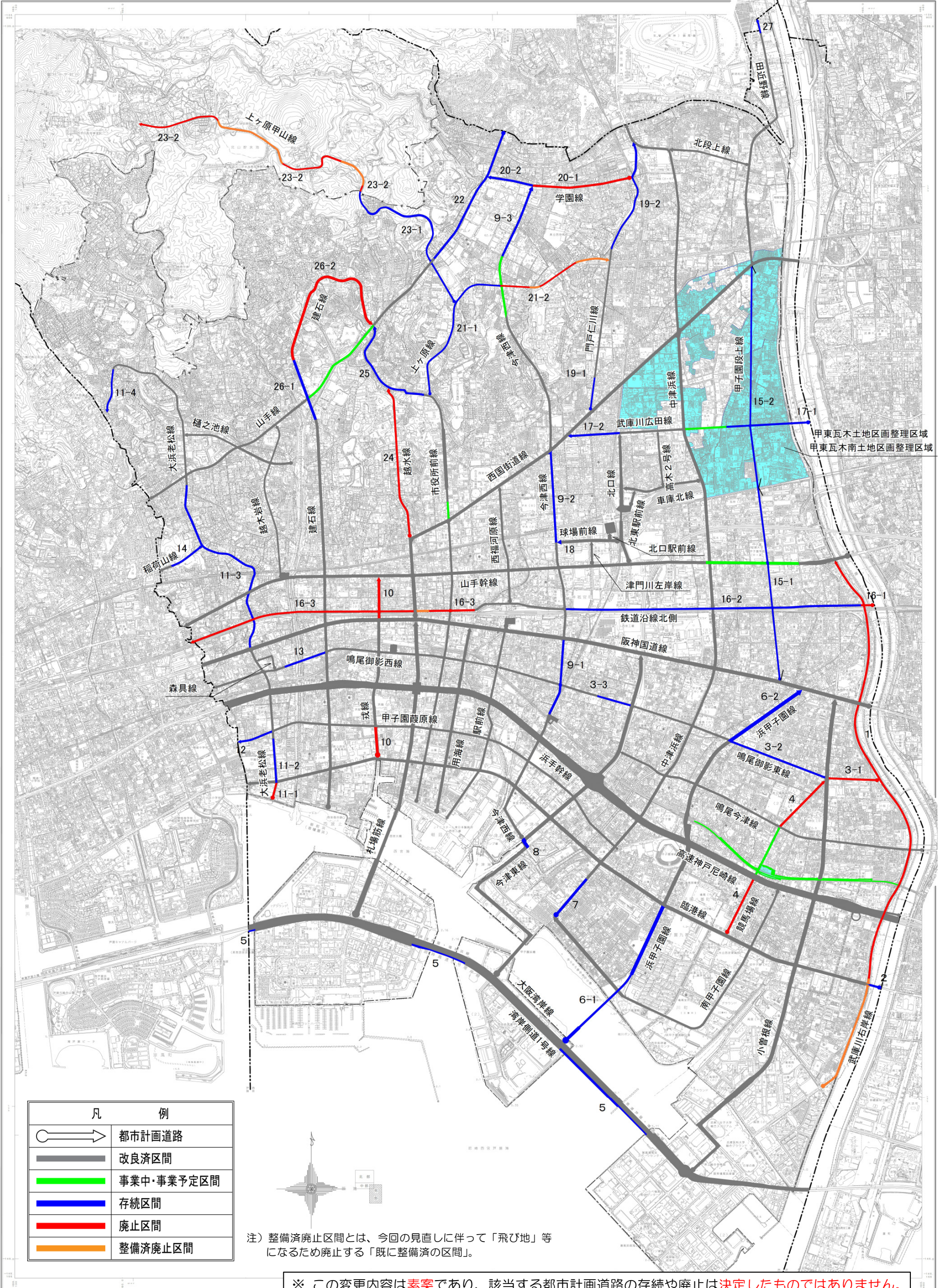
平成 27 年 3 月 25 日（水）～ 4 月 24 日（金）…期間内必着
- ◆素案と関係資料の閲覧
  - ・閲覧期間：平成 27 年 3 月 25 日（水）～4 月 24 日（金）  
注）土曜・日曜・祝日の開庁日を除く。  
執務時間中（9:00～17:30）に限る。
  - ・閲覧場所：都市局都市計画部都市計画課（市役所南館 3 階）  
注）資料は都市計画課ホームページでも閲覧できます。
- ◆意見の提出方法
 

書式は自由ですが、住所・氏名・年齢を必ず記載してください。  
次のいずれかの方法により書面で提出してください。  
なお、裏面の「意見募集に関する注意事項」もよくお読みください。

  - ①郵送 〒662-8567 西宮市六湛寺町 10 番 3 号  
西宮市都市計画課「道路見直しの意見募集」あて
  - ②FAX 0798-34-6638  
西宮市都市計画課「道路見直しの意見募集」あて
  - ③電子メール 送付先アドレス：vo\_toshikei@nishi.or.jp  
件名を「道路見直しの意見募集」としてください。
  - ④ご持参 平日の開庁日の執務時間中（9:00～17:30）に  
都市計画課（市役所南館 3 階）まで

### 都市計画道路網見直しに関する都市計画変更素案(南部地域)

(南部)



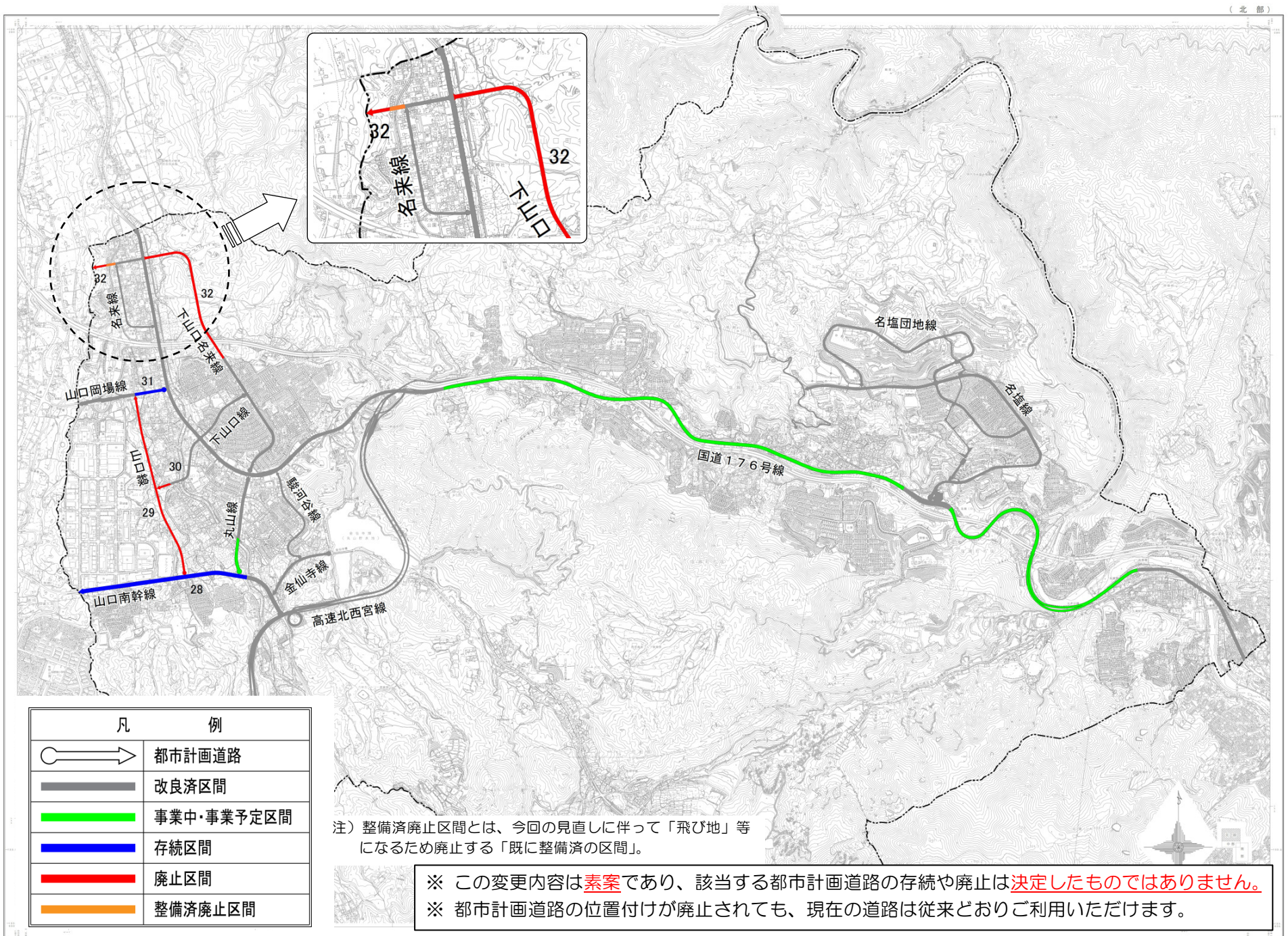
凡 例	
	都市計画道路
	改良済区間
	事業中・事業予定区間
	存続区間
	廃止区間
	整備済廃止区間

注) 整備済廃止区間とは、今回の見直しに伴って「飛び地」等になるため廃止する「既に整備済の区間」。

※ この変更内容は素案であり、該当する都市計画道路の存続や廃止は決定したものではありません。  
 ※ 都市計画道路の位置付けが廃止されても、現在の道路は従来どおりご利用いただけます。

※ 本図は、平成27年3月現在(1:25,000)の縮小・複製したものである。  
 縮小・複製については各都府県の著作権法に基づき、複製した場合は、行先等については記載しないものとする。

**都市計画道路網見直しに関する都市計画変更素案(北部地域)**



**都市計画道路網見直しに関する都市計画変更素案(存続・廃止一覧表)**

図中番号	都市計画道路名称	延長(m)	存廃方針
1	武庫川右岸線	3,680	廃止
		1,020	整備済廃止
2	臨港線	100	存続
3-1	鳴尾御影東線	420	廃止
3-2		850	存続
3-3		300	存続
4	競馬場線	1,010	廃止
5	湾岸側道1号線	1,550	存続
6-1	浜甲子園線	1,390	存続
6-2		720	存続
7	中津浜線	420	存続
8	今津東線	60	存続
9-1	今津西線	600	存続
9-2		730	存続
9-3		610	存続
10	戒線	580	廃止
11-1	大浜老松線	140	廃止
11-2		360	存続
11-3		1,660	存続
11-4		360	存続
12	甲子園葎原線	300	存続
13	鳴尾御影西線	350	存続
14	稲荷山線	250	存続
15-1	甲子園段上線	1,540	存続
15-2		1,830	存続
16-1	鉄道沿線北側	110	廃止
16-2		2,380	存続
16-3		2,230	廃止
		100	整備済廃止
17-1	武庫川広田線	680	存続
17-2		410	存続
18	球場前線	10	存続
19-1	門戸仁川線	270	存続
19-2		880	存続
20-1	学園線	790	廃止
20-2		360	存続
21-1	上ヶ原線	1,270	存続
21-2		590	廃止
		360	整備済廃止
22	山手線	1,200	存続
23-1	上ヶ原甲山線	1,450	存続
23-2		1,270	廃止
		1,020	整備済廃止
24	越水線	1,230	廃止
25	市役所前線	890	存続
26-1	建石線	540	存続
26-2		1,410	廃止
27	田近野線	150	存続
28	山口南幹線	1,380	存続
29	山口線	1,530	廃止
30	下山口線	140	廃止
31	山口岡場線	280	存続
32	下山口名来線	1,380	廃止
		70	整備済廃止
存続区間 合計		26,130 (m)	
廃止区間 合計		16,510 (m)	
整備済廃止区間 合計		2,570 (m)	

**【意見募集に関する注意事項】**

- ◇皆様から頂いたご意見は、類似意見を取りまとめた上で市の見解とともに、ホームページや都市計画審議会等で公表(住所・氏名は非公表)します。
- ◇ご意見やご質問を出された方に対して、個別に回答はいたしません。また、提出いただいた原稿等は返却いたしません。
- ◇電話または窓口等での口頭によるご意見は受け付けることができません。
- ◇ご意見を頂いた皆様の個人情報については、他の目的には使用いたしません。